

佐賀県市町美しい景観づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、市町における美しい景観づくりを推進するため、予算で定めるところにより、市町に対し補助金を交付するものとし、その交付については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 別表1に定める事業について、補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は、景観形成に取り組む県内市町とする。

2 別表2に定める事業について、補助事業者は景観行政団体である県内市町とする。

(交付の対象経費及び補助率（補助金額）)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、別表1及び別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りでない。

ア 補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更

(3) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け商第1251号佐賀県農林水産商工本部長通知）のとおり県内企業と契約するように努めること。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

3 第1項第4号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止（廃止）申請書は、様式第3号のとおりとする。

(決定の通知)

第 6 条 知事は、補助金の交付の決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 7 条 規則第 7 条第 1 項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日とする。

(状況報告)

第 8 条 知事は必要に応じて、様式第 4 号により補助事業者に対して事業遂行状況の報告を求めることができるものとする。

(実績報告)

第 9 条 規則第 12 条に規定する実績報告書は、様式第 5 号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業実績書 別紙 1
- (2) 収支精算書 別紙 2
- (3) 委託（請負）契約書の写し
- (4) 検査調書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 第 1 項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）の日から起算して 30 日を経過した日又は当該会計年度の 3 月 31 日のいずれが早い日とする。

(補助金の交付)

第 10 条 この補助金は、補助事業完了確定後に精算払で交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認める場合は、概算払で交付することができる。

3 第 1 項に規定する補助金交付請求書は、様式第 6 号のとおりとする。

4 第 2 項に規定する補助金交付請求書は、様式第 7 号のとおりとする。

(書類の提出部数)

第 11 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とする。

(その他)

第 12 条 本事業の実施について、この要綱に定めるもののほか必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から適用する。

別表1（景観計画策定等支援）

補助対象経費	補助率（補助金額）
<p>景観形成に関する経費 （計画の作成に当たって必要となる調査 などを含む。）</p> <p>国庫補助事業、県の他の補助事業に該 当しないものであること</p>	<p>対象経費の2分の1以内の額 ただし、2,000,000円を 上限とする。</p> <p>複数年にわたって交付を受ける場 合は、その累計が限度額を超えない こと</p>

別表 2（無電柱化支援）

補助対象経費	補助率（補助金額）
無電柱化の実施に向けた検討・調査などに関する経費	対象経費の2分の1以内の額
無電柱化工事を実施するための詳細設計、用地補償及び工事などに関する経費	対象経費の20分の3以内の額

なお、本表の事業に対する補助については、次の要件を付することとする。

【要件】

補助事業者となる市町が景観行政団体であること。

まちづくりに関する整備方針等を定めていること。

事業の実施区域が、景観法等により良好な景観形成を図るべき区域とされていること。